

一般競争入札の実施について

事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁）第6条及び岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により公告します。

令和6年1月29日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 島邊 恒之

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 工 事 (件) 名 | 北部プラントNo. 2 汚泥濃縮槽防食塗装ほか工事 |
| (2) 目 的 場 所 | 岐阜市西中島6丁目3番25号 |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和6年6月28日 |
| (4) 契 約 の 種 類 | 請負契約 |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) 工 事 着 手 日 | 令和6年3月21日 |
| (7) 前払金の有無 | 有 |
| (8) 予 定 価 格 | 22,311,300円
(消費税及び地方消費税を含む) |
| (9) 最 低 制 限 価 格 | 岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領
(平成23年3月31日決裁) 第2条に規定する対象工事 |
| (10) 概 要 | 防食塗装工
防食被覆工 258㎡

機械塗装工
塗装工 84㎡

施工合理化調査
施工合理化調査 一式 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。ただし、本店が岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める塗装工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、塗装工事とする。
- (4) 最新の経営事項審査における塗装工事の**総合評定値及び主観点数の合計が600点以上**であること。
- (5) 直近15か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引渡しの済んだ官公庁等の公共工事で、単独または共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、道路橋梁若しくは歩道橋の塗装工事又は上下水道施設のライニング工事の元請施工実績（ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡しの済んだ工事とする。）を有すること。
- (6) 現場代理人及び次の条件を全て満たす主任技術者を本工事に配置できること。
なお、現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。
 - ① 塗装工事の主任技術者としての資格を有すること。
 - ② 入札参加資格申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
令和6年1月29日（月）から令和6年2月2日（金）まで
- (2) 質問書の提出期間
令和6年1月29日（月）から令和6年2月2日（金）まで
- (3) 質疑回答期限
令和6年2月7日（水）
- (4) 電子入札システムの応札期間
令和6年2月13日（火）午前9時から令和6年2月14日（水）午後4時まで
- (5) 一般競争入札の開札
令和6年2月15日（木）午前9時30分

4 その他

- (1) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札（見積）書等の受渡しについて」のとおりとする。
- (2) 特記の無い事については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。